

TDnet 利用料の見直しに係る有価証券上場規程施行規則等の一部改正について

2026年9月28日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程施行規則等の一部改正を行い、2027年10月1日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください）。

今回の改正は、TDnet（Timely Disclosure network：適時開示情報伝達システム）の稼働以来の機能改善や開発コストの上昇などを踏まえ、TDnet 利用料の見直しを行うものです。

II 改正概要

- ・ 年間12万円としていたTDnet利用料を年間15万円とするとともに、従来、TDnet 利用料を請求していなかった上場商品についても、新たにTDnet 利用料として年間15万円を請求することとします。

（備考）

- ・ 有価証券上場規程施行規則第709条第3項等

III 施行日

- ・ 2027年10月1日から施行します。

※ ただし、TDnet の稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2027年10月1日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行します。

以 上